

社会的企業法をめぐって・韓国

2007.1.25 協同総合研究所 岡安喜三郎
(一部修正)

1. 韓国で「社会的企業育成法」が成立

2006 年 12 月 8 日国会通過 / 2007 年 1 月 3 日公布 / 2007 年 7 月 1 日施行予定

「第 1 条(目的) この法律は社会的企業を支援して、わが社会に十分に供給されていない社会サービスを拡充し、新しい就労を創出することにより、社会統合と国民の生活の質の向上に寄与することを目的とする。」(下線は引用者)

2. 社会的企業育成法の成立までの概略

【最初のアイデアはハンナラ党から、とのこと】

- 2003 年 労働部『社会的就労創出方案研究』
(労働部が本格的に取り組むのはこの後 2004 年から)
- 2005 年 韓国保健社会研究院 / 保健福祉部『社会的就労活性化及び社会的企業発展方案研究』(訳、『協同の発見』171 号、172 号)
- 2005 年 8 月 野党ハンナラ党、社会的企業支援法立法推進準備
同月 社会的就労および社会的企業関連市民団体の集い(約 20 団体)
(このシンポを契機に労働部との非公式なパイプが出来上がる)
- 2005 年 11 月 ハンナラ党チン・ヨン委員の代表発議
(法の名称『社会的企業の設立および育成に関する法』)
- 2005 年 12 月 ハンナラ党案、国会・環境労働委員会が受付

同月 「党政協議」(与党と政府)で法律制定の方向および議員立法形式確認
(労働部から開かれたウリ党に「議員立法で」と頼んだ)
- 2006 年 3 月 ウリ党ウ・ウォンシク議員の代表発議
(法の名称『社会的企業支援法』)
- 2006 年 この間、市民団体意見取りまとめ、公聴会等
- 2006 年 11 月 22 日、法案審査小委員会、2 案の代わりに「代案」を提案
25 日、環境労働委員会、法案審査小委員会の案受け入れ
(「ウリ党案を一部修正」が実態だが、第 3 という意味で「代案」という)
市民団体からの要求の受け入れ；
『「認証の取り消し」が元の企業の解散になる』ことの変更
ハンナラ党の案から採用されたのは；
社会保険料の減免(企業負担分)
社会的企業育成委員会の設置
- 2006 年 12 月 8 日、国会通過

3 . 社会的企業育成法の紹介（要旨）

【社会的企業育成法】

法律は全 21 条という短さ！（詳細は大統領令で定める）

第 1 条（目的） 前出

第 2 条（定義） / 社会的企業 / 脆弱階層 / 社会サービス / 連携企業 / 連携地方自治団体 /

第 3 条（運営主体別役割および責務） / 国家 / 地方自治団体 / 社会的企業 / 連携企業 /

第 4 条（社会的企業育成委員会） / 育成基本計画の審議 / 認証審査基準 / 認証 / 委員 /

第 5 条（社会的企業育成基本計画の確立） / 5 年毎に確立 /

第 6 条（実態調査） / 長官は 5 年毎に実施して育成委員会に報告 /

第 7 条（社会的企業の認証） / 育成委員会の審議を要す /

第 8 条（社会的企業の認証要件および認証手続）

< 要件 >

1. 「民法」上の法人・組合、「商法」上の会社、または非営利民間団体

2. 有給勤労者を雇用した営業活動

3. 当該組織の目的が、社会的目的の実現

4. サービス受恵者、勤労者等、利害関係者が参加する意思決定構造の具備

5. 営業活動を通じて得る収益が大統領令に定める基準以上

6. 第 9 条に従う定款や規約等の具備

7. 年度毎に配分可能な利潤の 3 分の 2 以上を社会的目的に使用（会社の場合）

8. その他大統領令に定める事項の具備

第 9 条（定款等）

1 ~ 8 項、10 項は略

9. 解散および清算に関する事項（「商法」上の会社の場合には、配分可能な残余財産がある場合、残余財産の 3 分の 2 以上を他の社会的企業または公益的基金等に寄付するようにする内容が含まれていなければならない）

第 10 条（経営支援等） / 経営、技術、税務、労務等への専門的諮問および情報提供 /

第 11 条（施設費等の支援） / 敷地購入費・施設費融資 / 国・公有地の賃貸 /

第 12 条（公共機関の優先購買） / 公共機関の長に対する優先購買促進義務 /

第 13 条（租税減免および社会保険料の支援）

第 14 条（社会サービス提供社会的企業に対する財政支援） / 人件費、運営経費等 /

第 15 条（連携企業の責任限界） / 社会的企業の勤労者に対する雇用責任は負わない /

第 16 条（連携企業に対する租税減免）

第 17 条（報告等） / 事業報告書の毎年提出 /

第 18 条（認証の取消）

第 19 条（類似名称の使用禁止） / 社会的企業またはこれと類似の名称の使用禁止 /

第 20 条（権限の委任） / 労働部長官 地方自治団体の長、職業安定機関の長 /

第 21 条（過怠料） / 1 千万ウォン以下の過料 /

付 則 この法律は 2007 年 7 月 1 日より施行する

この社会的企業育成法に基づく社会的企業は労働部の管轄となる。「社会的企業育成委員会」や「認証」は労働部長官（育成委員会の審議が前提であるが）の権限に属する。なぜ、労働部なのか、保健福祉部との共管でもなく、大統領府でもない。では保健福祉部はどう対応するのか。

4. 背景となる失業・貧困克服運動

韓国の現在の運動を語るキーワードは「IMF」

(別紙、「最新労働経済動向(2006.12.11)」(韓国労働部/労働統計チーム)参照)

生産共同体運動の経験(概ね「失敗」)

自活後見機関(当初は自活支援センターとして1996年)

2000.10.1 国民基礎生活保障法施行

「この法律施行当時、従前の生活保護法により指定または設立された自活後見機関および自活共同体は、この法律により各々指定または設立されたものと看做す」(付則第8条)

自活後見機関

「保健福祉部指定 自活後見機関」という名称(は地域名)

母法人は、社福、財団、失業事業団、大学、教会、女性労働者会等々、実に多彩。

2005年12月現在242カ所、に設置されてきている。基礎自治体数が230なので増加は一段落。

「自活動労」(すべて国の予算で)という「ワークフェア」

しかし、この制度は「長く続かない」(国家財源上の問題)という見方も。

自活共同体

自活動労は一定期間(原則として2~3年、場合によっては延びる)後に自活共同体に移行しなければならない。

行政から「自活共同体認定書」を得て、「随意契約」、「現物給付の指定先」等が可能。

韓国全体の自活共同体は、2005年12月段階で620カ所、7,649人が就労に参加した。

2001年末が216カ所1,589人で、以降毎年約百カ所、4百数十人ずつ参加してきている。(韓国自活後見機関協会「総合報告書」2006.10)より)

全体84業種の内、参加者ベスト5は

1. 個人看病人および類似サービス業	81カ所	2,281人
2. 一戸建ておよび集合住宅建設業	86カ所	940人
3. 建築物一般清掃業	63カ所	822人
4. 指定の廃棄物運搬業	53カ所	472人
5. 弁当/食事用調理食品製造業	33カ所	337人

社会的企業

発展の3段階(『社会的就労活性化及び社会的企業発展方案研究』による)

1. 胎動期(1998-2000)
2. 実験期(2000.10~2003上半期)
3. 噴出期(2003下半期~現在)

「連携企業」の芽:三星電子、三星生命、教保生命、SK、LGなどの支援の存在

小型家電リサイクル分野の回収旧製品無償提供(三星電子)

- 「(株)三星電子事業場廃棄物再活用契約」の締結 etc.

財政支援(ノウオン自活共同体「愛の手作り味」の財政支援(SK))

自活後見機関協会の産婦支援(三星生命)、障害者統合(SK)

社会的企業を支援する団体(「中間団体」的)の存在

社会的企業支援センター(所長金弘一神父、事務局長文普京さん)

京畿道広域自活支援センター(京畿道から自活後見機関協会京畿支部が受託)

(財)失業克服国民財団 共に働く社会

(社)社会連帯銀行(法的な銀行ではない; 利息0~4%、1人1万~3万ドル)
(社)韓国自活後見機関協会付設自活情報センター
その他

5. 社会的企業育成法成立の今後

まだ施行規則がない段階 「作成3月」とのこと。

【社会的企業支援センターでの聞き取りより】

案では、「社会的企業支援センター」を労働部の下に設置の予定
(同名の「社会的企業支援センター(金弘一所長)」とは別)

今後の設置は当面2カ所か。1つは直、他は委託

「今の私達のセンターは委託を受けない方針」、「委託を受けると道が狭くなる。協力はするが市民側のやるべきことがあるはず。やることはもっと幅広い。」

「就労創出とサービス提供の中で、労働部は後者の方に重点が置かれている」(就労創出は「自活支援センター」に今までの実績がある: 筆者注)「労働者協同組合という組織形態との関係は、直接連動はしない、社会的企業の認証を取る労協、取らない労協があり得る」

【まとめ】

- (1) 韓国のこの法律の制定速度が速いというのは、市民側の認識。「市民の力によって強化する」(文普京さん)という視点が重要になるかもしれない。
(法律は全21条という短さ! 施行規則、大統領令など)
(一方で、市民は「成立して、一段落の感」(文普京さん))
- (2) しかし、この取組み(失業克服・貧困脱出)には様々な団体が取り組んでいる。それは「自活後見機関」の母法人の多様性にも現れている。それが今後どうなるか。
(自活勤労制度:「失業手当給付 生活保護」の中間制度。財政動員の限界からの発想)
(今後の「社会的企業」と「自活共同体」との関係、労働部と保健福祉部との関係)
- (3) ネットワークは単に当事者どうしを超え、支援団体(中間支援団体)の多様さ、大企業(三星電子、三星生命、教保生命、SK、LGなど)も含んだ広がりを持っている。
- (4) 労働の主体性・優位性をどう担保するか、還元すれば協同労働がこの流れの中でどう優位性を示すことができるか。<解説でフランスの例を出しているが>
(協同組合の社会的企業という性格は、「社会的協同組合」として)
(「社会的企業のゲッター化の危惧の存在」という指摘、イギリスの学者)
- (5) 「類似名称使用禁止」条項の及ぼす影響は?(実際に今まで多くのところが「名乗っている」)(既存団体と新規団体などの問題)
- (6) その他